

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 四三
- 計量器の定期検査を実施する件 四三
- 公 告
一般競争入札を行う件 四四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件四件 四六

告 示

福島県告示第五百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年八月十六日から同年九月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年八月十六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 佐藤雄平
リオン・ドールガーデン船引 福島県田村市船引町字川代七十八ほか
- 二 法第八条第一項の規定により田村市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

五年八月十六日から同年九月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年八月十六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 佐藤雄平
（仮称）サンデー須賀川店 福島県須賀川市古河七番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年八月十六日から同年九月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年八月十六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 佐藤雄平
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百四十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年八月十六日

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査
福島県知事 佐藤雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
田村市	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げ	九月一八日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	田村市都路行政局

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

町	同 郡三春町	田村郡小野町						
右に掲げる市の検査を受けなかったもの								るものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり
	九月二七日 午前九時三〇分から 午後三時まで	同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	九月二六日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	九月二五日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	九月二〇日 午前九時三〇分から 午後三時まで	同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	九月一九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	田村市文化の館 ときわ
福島県計量検定所	三春交流館「まほら」	小野町多目的研修会施設	田村市滝根行政局	田村市大越行政局	同	田村市船引公民館		

公 告

検査区域	田村市、田村郡三春町及び同郡小野町
対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり
検査の期日	十一月一日から十二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び十二月四日を除く。）

（計量検定所）

公告第262号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム共通基盤構築業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年8月16日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県情報通信ネットワークシステム共通基盤構築業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障が無いと認められる者であること。
- (4) 以下のいずれかを満たしている者であること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（ISO/IEC 27001:2005/JIS Q 27001:2006）認証を取得していること。

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与を受けていること。

ウ 組織内で統一的な情報セキュリティ対策ルール等を定め、ルール遵守状況を社内を確認しており、かつ、定期的に従業員に対して情報セキュリティの研修を行っていることをCSR（企業の社会的責任）活動等の報告として公開していること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年9月2日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部情報統計総室情報政策課

電話024-521-7135

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成25年8月16日（金）から同月28日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙100枚が入る程度の大きさで、390円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成25年8月28日（水）午後5時までに必着で請求すること。

5 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年8月26日（月）午前10時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎12階情報多目的ルームA（福島県福島市杉妻町2番16号）

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年9月25日（水）午前10時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎12階情報多目的ルームA（福島県福島市杉妻町2番16号）

- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により平成25年9月24日（火）までに、次に掲げる場所に行くこと。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部企画調整総室企画調整課
電話024-521-7108
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required:Installation of standard computing platform for information network system of Fukushima Prefecture lset
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00a.m.,25 September, 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m.,24 September, 2013
- (4) Contact point for the notice : Information Policy Division, Information & Statistics Office. Planning & Coordination Department, Fukushima Prefectural Government,2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7135

(情報政策課)

公告第二百六十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年八月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人共生かがみ
- 三 代表者の氏名
柳沼 安幸
- 四 主たる事務所の所在地
福島県岩瀬郡鏡石町諏訪町一番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者及びその家族に対して、地域で安心して生き生きとした暮らしができるために必要な事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年八月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人ワークショップすかがわ
- 三 代表者の氏名
川田 等
- 四 主たる事務所の所在地
福島県須賀川市長緑町七十七番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がいをもった人々の自己決定の権利を尊重し、全面的な社会参加を支援し障がいの重い人も、軽い人も、障がいの無い人も対等の立場で働き、対等の立場で生きていける職場形態の創出と、地域社会の実現をめざし、障がい者の自立のため安定的に支援サービスを提供することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年八月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月五日
- 二 名称
特定非営利活動法人ふくしま共生センター
- 三 代表者の氏名
須田 ミヨシ
- 四 主たる事務所の所在地
福島県須賀川市下小山田字孫八内百二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、来るべき高齢化社会に備え、高齢者及び障害者に対して、主に介護に関する必要な事業を行うことにより、雇用の促進と福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年八月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月五日
- 二 名称
特定非営利活動法人すばる
- 三 代表者の氏名
真壁 正芳
- 四 主たる事務所の所在地
福島県須賀川市東町五十六番地九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、精神障がい者に対して、自立生活促進を支援し、社会復帰、社会参加に関する事業を行い、また福祉の増進を図ると共に地域住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことの出来る共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

